



第4号様式

流教施第183号

令和5年3月14日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和5年2月16日・流監第122号	
監査の種別		定期監査・行政監査	
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
教育総務部学校施設課	指摘	随意契約に際しては予算執行伺書（A）の決裁により業者を選定し、見積書を徴取すべきところであるが、見積書を徴取する時期に適正を欠く事案があった。規則及び契約事務取扱要領等に基づく適正な契約事務手続きを求める。	書類の適正管理を徹底し、流山市契約事務取扱要領の遵守を指導しました。
教育総務部学校施設課	指摘	業務委託契約において、契約書類の作成を省略し請書を徴取している事案があった。契約事務に関して、職員の認識や知識の向上を図るとともに、適正に執行できるようチェック体制の見直しを構築されたい。	指摘後、請書から正規の契約書による締結に改めました。 資質的要因、環境的要因、組織的要因の全てが関わった事務処理ミスであり、起票者のみならず、決裁者全員が責任ある旨を確認して、チェック体制を強化しました。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。